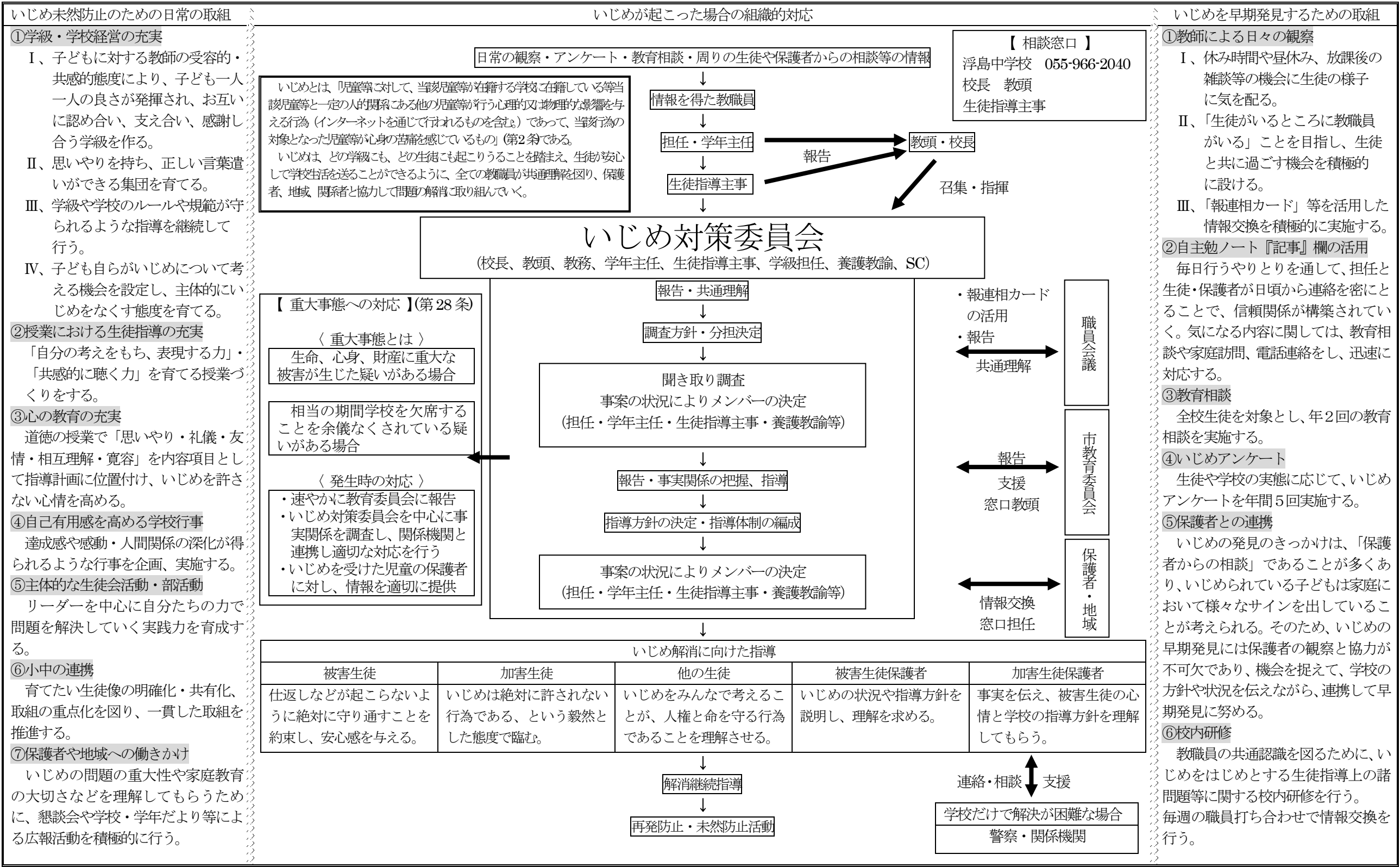


R 7 年度 沼津市立浮島中学校いじめ防止基本方針～主な流れ～

令和 7 年 4 月 1 日改訂



いじめを早期発見するための取組

- ①教師による日々の観察
- I、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に生徒の様子に気を配る。
- II、「生徒がいるところに教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設ける。
- III、「報連相カード」等を活用した情報交換を積極的に実施する。
- ②自主勉ノート『記事』欄の活用
- 毎日行うやりとりを通して、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密にとることで、信頼関係が構築されていく。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問、電話連絡をし、迅速に対応する。
- ③教育相談
- 全校生徒を対象とし、年2回の教育相談を実施する。
- ④いじめアンケート
- 生徒や学校の実態に応じて、いじめアンケートを年間5回実施する。
- ⑤保護者との連携
- いじめの発見のきっかけは、「保護者からの相談」であることが多くあり、いじめられている子どもは家庭において様々なサインを出していることが考えられる。そのため、いじめの早期発見には保護者の観察と協力が不可欠であり、機会を捉えて、学校の方針や状況を伝えながら、連携して早期発見に努める。
- ⑥校内研修
- 教職員の共通認識を図るために、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。毎週の職員打ち合わせで情報交換を行う。

*事案の状況に応じて、柔軟かつ適切に対応する。

*いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切である。いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。